平成３０年（フ）第１４２号
滋賀県草津市東矢倉２丁目31番２号、前住所滋賀県草津市矢倉２丁目１番43―201号　メゾンエスポワール
債務者　嶋田　一仁
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５３号
大津市大江４丁目26番11号
債務者　長渕　裕治
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５４号
大津市膳所１丁目15番５号　堀池マンション103
債務者　久保　和代
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７５号
岡山市南区福富西２丁目１番７－４号　102
債務者　木ノ本裕矢
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７８号
岡山市北区平田110番地137　サンシティＡ202、旧住所岡山市南区福吉町13番25号
債務者　妹尾　敦子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７９号
岡山市北区平田110番地137　サンシティＡ202、旧住所岡山市南区福吉町13番25号
債務者　妹尾　麻里
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６０号
広島市西区草津東２丁目20番19号
債務者　田中　莉菜
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１９号
広島市安佐北区安佐町大字久地1185番地153
債務者　井東　黛
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４４号
広島県廿日市市峠90番地67
債務者　太田　美枝
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５６号
広島市佐伯区坪井１丁目５番51―202号　エントピア新谷Ａ棟
債務者　勇山　　亮
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目９番22号
債務者　岡部　　篤
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
愛媛県松山市和泉北１丁目10番23号　ハイツサンシャイン401号
債務者　髙岡　恵子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
長崎県対馬市美津島町今里146番地
債務者　根メ　勝二
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成３０年（フ）第９２号
宮崎市大塚町宮田2845番地２　ファミール森201号
債務者　馬﨑憲次郎
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１３２号
宮崎市佐土原町下田島19422番地19　ヒロコーポ101号、前住所宮崎市佐土原町下田島15134番地
債務者　松本あや子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５１号
鹿児島県いちき串木野市美住町131番地
債務者　川口　真紀
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２９号
鹿児島県姶良市平松4604番地１　アプローズM101号
債務者　日髙　真緒
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係